

令和 7 年度 環境保全型農業直接支払交付金について

1 支援の対象者と要件

- 農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等であること
(「本交付金に取り組む農業者が 2 戸以上で構成される団体」、市が特に認める「複数の農業者で構成する農業法人」・「取組面積が一定条件を満たす個人の農業者」)
- 「環境負荷低減のチェックシート」の取組を実施していること
- 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- 環境保全型農業の取組を広げる活動(技術向上や理解促進に係る活動等)を実施すること
※原則、農業者団体として共通の推進活動に取り組むこと。なお、取組面積の過半が中山間地または指定棚田地域の場合、推進活動の免除の適用を受けられます

2 第 3 期（令和 7 年度～）制度見直し内容について※一部抜粋

- 「長期中干し」や「冬期湛水管理」など水資源の管理や生き物調査等の地域ぐるみの活動と併せて取り組むことで効果的な推進が期待できる取組を「みどり加算」として多面的機能支払交付金へ移管
※移管に関し、多面的機能支払交付金制度において、5 年間(R7～R11)の経過措置があります。詳しくは、農林水産整備課(025-526-5111)へお問い合わせください。
- 水田からのメタン排出量削減に配慮するため、一部取組は「メタン排出削減対策」をセットで実施
- 「有機農業」の取組を重点的に支援するため、交付単価を増額
- 「堆肥の施用」の最低投入量の引下げに伴う、交付単価の見直し
- 「カバークロープ」、「リビングマルチ」、「草生栽培」を「緑肥の施用」として一本化及び播種量の見直しに伴い、交付単価の見直し
- 「秋耕」について、メタン排出削減対策に位置付けられたことから取組対象外
- 地域特認取組で行われていた「総合防除」を全国共通取組へ移行

3 メタン排出削減対策について

- 主作物が水稲であり、堆肥の施用、緑肥の施用、総合防除の取組を実施する場合に、メタン排出削減対策（長期中干し、前年度の秋耕、前年度の湛水不実施）のいずれかをセットで実施することが要件化 ※実施が確認できない場合は、交付対象外となります。
- 前年度の秋耕は、見直し初年度の R7 のみ主作物後の秋耕でも可とし、さらに当該秋耕を R8 申請の前年度の秋耕としても申請することを可としております。

<メタン排出削減対策>

取組名	内容
長期中干し	14 日以上の中干しを実施 ※溝切りの実施は任意
前年度の秋耕	湛水の 4 ヶ月以上前に耕うんを行い稲わらをすき込む
前年度の湛水不実施	前年度水張りを行っていない

4 支援の対象となる取組と交付金単価

■ 化学肥料及び化学合成農薬の使用を5割以上低減する取組と合わせて

次の取組を行った場合に支援されます。

<対象取組>

対象取組	交付単価	交付要件
有機農業	通常単価 14,000 円/10a	<ul style="list-style-type: none"> 国際水準(有機 JAS の水準)に基づく有機農業の取組
	加算措置 16,000 円/10a	
堆肥の施用	水稲:(施用量)0.25t 以上~0.5t 未満/10a 1,800 円/10a	<ul style="list-style-type: none"> 土壌診断を実施した上で、堆肥を施用(C/N 比 10 以上) 主作物が水稲の場合、<u>メタン排出削減対策をセットで実施</u>
	水稲:(施用量)0.5t 以上/10a 3,600 円/10a	
	水稲以外:(施用量)0.5t 以上~1.0t 未満/10a 1,800 円/10a	
	水稲以外:(施用量)1.0t 以上/10a 3,600 円/10a	
緑肥の施用 〔カバークロップ リビングマルチ 草生栽培〕	5,000 円/10a	<ul style="list-style-type: none"> 基本、種子カタログ等の標準播種量の播種が必要 適正な栽培管理の上、作物のすべてを土壌に還元 主作物が水稲の場合、<u>メタン排出削減対策をセットで実施</u>
総合防除	4,000 円/10a	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県 IPM 実践指標項目のうち 6 割以上の実施。除草剤を使用せず畦畔の機械除草管理を 3 回程度行う 主作物が水稲の場合、<u>メタン排出削減対策をセットで実施</u>
炭の投入	5,000 円/10a	<ul style="list-style-type: none"> 主作物の栽培期間の前後いずれかに、植物を炭化して製造した炭をほ場に施用する取組



有機JAS認証の取得を考えている皆さまへ

認証取得に要する経費を補助します！

上越市では、農業における自然循環機能を増進し、農村における健全で恵み豊かな自然環境の形成を促進するため、有機JAS認証の新規取得及び面積拡大に要する申請、審査及び登録機関による調査等に係る経費を予算の範囲内で補助します。

補助対象

- 1 市内に住所又は事業所を有すること。
- 2 市税を完納していること。
- 3 有機JAS認証の取得において、同一年度に、国又は公益法人等の補助金を受けていないこと。

※補助対象となる品目の指定はありません。

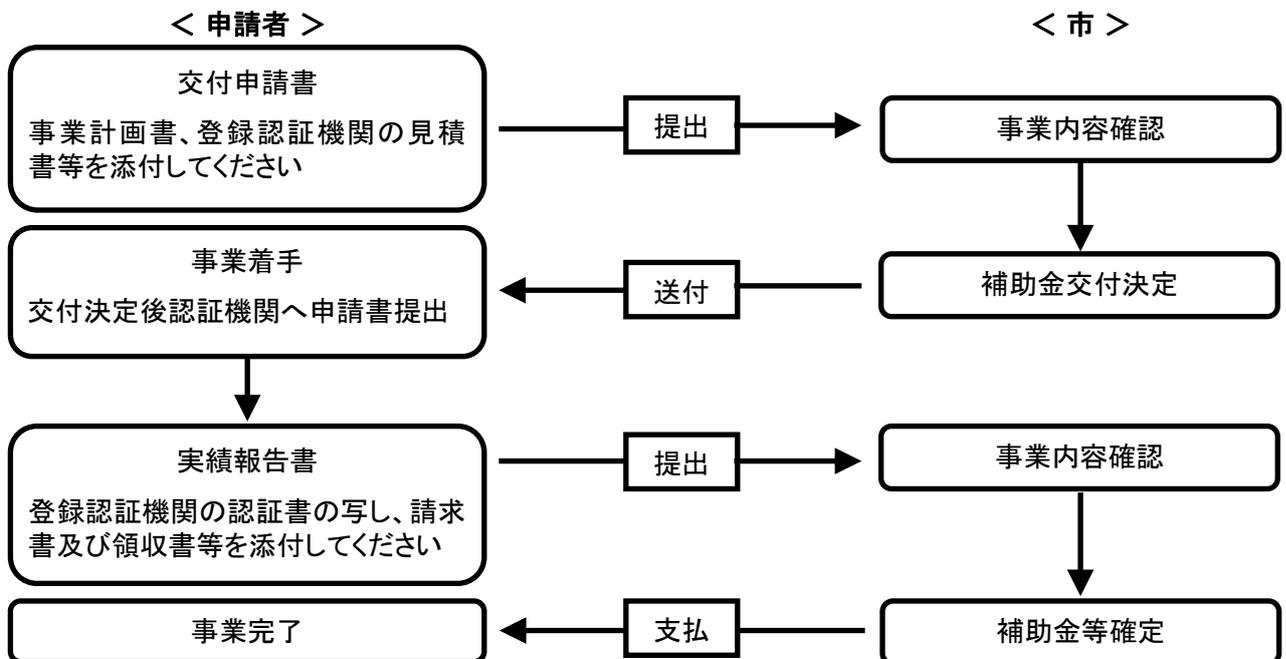
補助金額

事業の種類	対象経費	補助率	補助上限
上越市有機JAS 認証取得事業補助金	・有機JAS講習会の受講料	新規: 定額	新規: 10万円
	・有機JAS認証のための審査及び登録認証機関による調査等に係る経費	面積拡大を伴う更新: 1/2	面積拡大を伴う更新: 10万円

※申請受付は先着順 予算額に達し次第受付終了

手続等

様式は、市ホームページからダウンロードできます



※ 申請年度内に認証取得された場合のみ補助金の交付対象となります。

※ 裏面もご覧ください。

<有機JAS認証とは>

- ・化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本に、農業生産における環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産されたことを認証するものです。
- ・認証を受けるためには、審査資格を持つ登録認証機関の審査が必要です。
- ・播種又は植付け前に化学肥料や化学合成農薬を使用しない期間が2年以上必要です。
- ・有機JASマークが貼付されていない農産物や加工食品に「有機」や「オーガニック」という名称を使用することは、日本農林規格等に関する法律(JAS法)で禁止されています。

<有機JAS認証を取得するメリット>

- ・生産者は、認証を取得することで、「有機農産物」や「オーガニック」と表示して販売することができ、付加価値向上による、有利販売が見込まれます。
- ・消費者に対しては、栽培方法や品質についての保証があることで安全・安心につながります。



問合せ・申請先

上越市 農林水産部 農政課 農業生産振興係

電話 025-520-5748(直通) FAX 025-526-6185

Mail nousei@city.joetsu.lg.jp

GAP(農業生産工程管理)に取り組んでみませんか？

上越市では、農業における自然循環機能を増進し、農村における健全で恵み豊かな自然環境の形成を促進するため、GAP(農業生産工程管理)を推進しています。

1 GAP(ギャップ)とは？

GAP = Good Agricultural Practice

「適切な農業のやり方で生産しよう！」という取組

- GAP (Good Agricultural Practice) とは、直訳すると「良い (Good)、農業の (Agricultural)、実践 (Practice)」となり、「良い」もしくは「適正な」農業生産活動のことです。これは、農業生産活動の工程を適正に管理していく行為であることから、「農業生産工程管理」や「適正農業管理」と意識されています。
- 農林水産省では、「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「人権保護」、「農場経営管理」の5分野を満たした国際水準 GAP を推進しています。
- 農業者や産地が GAP の手法を取り入れることにより、結果として、持続可能性の確保や競争力の強化、品質の向上等に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待されます。

2 GAPの取組内容

- GAP では、農業者が自らの農場において主に次の4つの内容について工程を管理・点検し、改善 (PDCA サイクル) を続けることで持続可能な農業生産システムを確立し、農業経営の効率化や維持・発展が可能になります。

① 食品安全

食品の安全を保つためのルール作り

② 環境保全

農場及び周辺環境の安全を守るためのルール作り

③ 労働安全

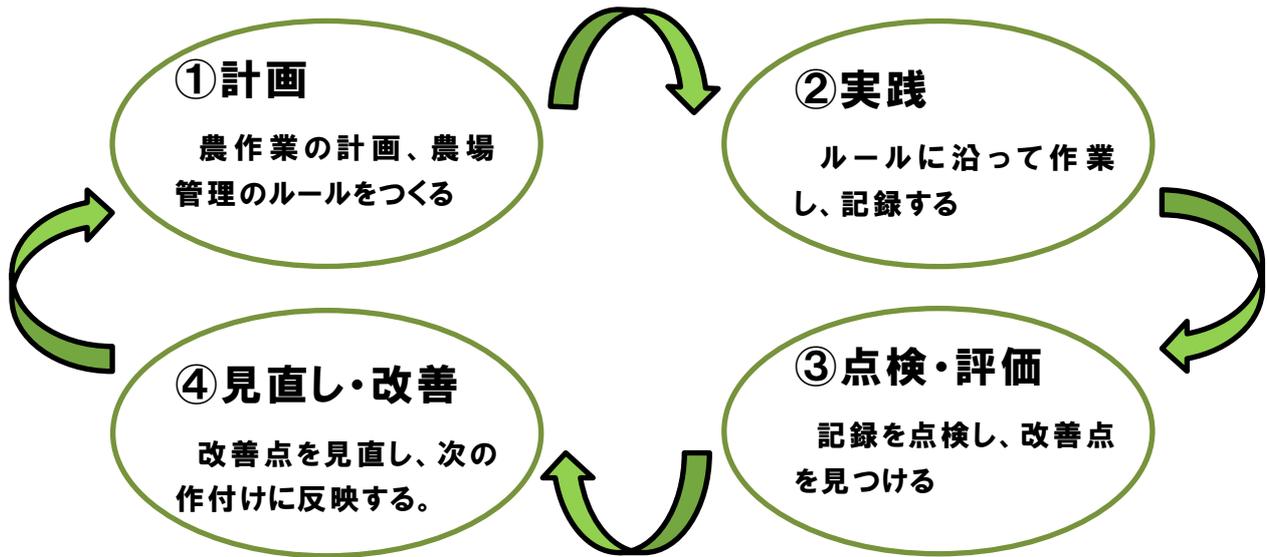
労働者の安全確保のためのルール作り

④ 人権保護

農業現場従事者の人権を守るルール作り

3 GAPに取り組むメリット

- 適切な生産管理により、農産物の安全性と作業の安全性が高まり農業経営のリスク低減が可能となります。
- 作業の効率化、農薬・肥料の無駄の減少により、コスト低減が可能となります。
- 認証の取得により、信頼できる農場であることを消費者等にアピールすることができます。
- 下記のサイクルを繰り返すことで、持続的な経営発展が可能となります。



4 GAP 認証について

- 「GAP 認証」とは、農業者が実施する GAP の取組を第三者による審査を受けることで「見える化」し、その確実性を証明する民間の認証制度です。
- 審査は、GAP 認証の運営主体が策定した基準書に基づき行われ、運営主体が定める基準を満たしていた場合に認証されます。実需者との取引に当たり、農業者が GAP に取り組んでいることを対外的に証明する場合には、GAP 認証の取得を求められる場合があります。
- 認証を受けるためには、審査資格を持つ登録認証機関による審査が必要となります。

連絡・問い合わせ先

上越市 農政課 農業生産振興係
TEL 025-520-5748 (直通)
FAX 025-526-6185
Mail nousei@city.joetsu.lg.jp

農地中間管理事業について

農地中間管理事業は、担い手への農地集積を進めるため、農地を貸したい地権者から農地中間管理機構が農地を借り受け、担い手農家等へ貸し付ける事業です。



※ご利用(利用権、所有権どちらの場合も)には所定の手数料がかかります。

新潟県における農地中間管理機構は、公益社団法人新潟県農林公社ですが、実務は新潟県農林公社が各市町村に事務を委託し、各市の農業委員会が窓口業務や書類作成を行っています。

1 農地中間管理機構を通じた農地の貸借手続き

(1) 農地の出し手（地権者）と受け手（耕作者）が行うこと

① 出し手と受け手で農地の貸し付け条件等を協議

- ・貸借を実施する農地の地番、10 a 当たりの賃料、貸借の期間等を十分に協議してください。

② 市に申し出

- ・貸借を実施する農地の地番、10a 当たりの賃料、貸借の期間等を取りまとめ、農業委員会事務局（または各区総合事務所の農業委員会駐在室）にお申し出ください。
- ・申し出を受けた農業委員会事務局（各区農業委員会駐在室）は、貸借の契約書となる「農用地利用集積等促進計画（以下、促進計画）」ほか必要書類を作成します。
- ・「促進計画」は、農地の出し手と受け手、それぞれの押印が必要となります。

③ 促進計画の内容確認と押印

- ・促進計画ほか必要書類の内容を農地の出し手、受け手の双方で確認し、押印してください。

④ 促進計画の提出

- ・押印済みの促進計画ほか必要書類を農業委員会事務局（各区農業委員会駐在室）に提出してください。

（農地中間管理機構及び農業委員会への提出は、市が行います）

※ 農地の賃貸借料について

- ・賃貸借料は、口座振替により、農地中間管理機構が耕作者から受領し、地権者に支払います。
- ・その際、耕作者と地権者の双方から、0.5% + 消費税が手数料として徴収されます。

（例）賃貸借料が 10,000 円の場合

手数料の額 55 円 （10,000 円 × 0.5% + 消費税 = 55 円）

- ・受け手の口座からの引落とし額 10,055 円（10,000 円 + 55 円）
- ・出し手の口座への振込み額 9,945 円（10,000 円 - 55 円）

2 機構集積協力金の概要

担い手への農地集積や集約化等を目的に、集落（地域）内の農地の一定割合以上を農地中間管理機構に貸し付けた集落（地域）に対し、交付される補助金です。

（1）地域集積協力金

① 補助金の内容

担い手への農地集積を目的に、集落（地域）内の農地の一定割合以上を農地中間管理機構に貸し付けた集落（地域）に交付される補助金

② 交付対象地域

次の要件をすべて満たす「集落（地域）」

- ① 全域が同一の地域計画の区域に含まれていること
- ② 構成戸数が複数戸であること
- ③ 農地面積が農地台帳により明確であること

③ 交付要件

以下のいずれかの要件を満たすこと

- ① 交付対象面積の1割以上が、新たに担い手に集積されること
- ② 地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する団地面積（※註）の割合が年度中に10ポイント以上増加すること

（※註）一般地域では1ha以上の団地、中山間地域では0.5ha以上の団地

④ 交付単価

一般地域

区分	機構の活用率	10a 当り交付単価
区分1	80%超	28,000 円

中山間地域

区分	機構の活用率	10a 当り交付単価
区分1	60%超 80%以下	28,000 円
区分2	80%超	34,000 円

$$\text{※ 機構の活用率} = \frac{\text{機構への貸付総面積}}{\text{地域の農地面積}}$$

※ 中山間地域とは、農林統計に用いる地域区分において、「中間農業地域」または「山間農業地域」に位置づけられている地域を指す

⑤ 交付対象面積

$$\boxed{\text{交付対象面積}} = \boxed{\text{対象期間内の貸付面積}} - \boxed{\text{再貸付等面積}} - \boxed{\text{貸付期間6年未満の農地面積}}$$

⑥ 協力金の使途

「農地を出した地権者へ〇%を配分」「農地を受けた耕作者へ〇%配分」など、地域内で話し合って決定。決定した使途は、市に報告する必要がある。

(2) 集約化協力金

① 補助金の内容

農地中間管理事業を活用し、担い手の農地利用の効率化のため、農地の集約化を図った集落（地域）に交付される補助金

② 交付対象地域

地域集積協力金の規定に準ずる

③ 交付要件と交付単価

区分	交付要件（以下のいずれか）	10a 当り交付単価
区分 1	地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する 1ha 以上の団地面積の割合が目標年度（※註）までに <u>10 ポイント以上</u> 増加すること	10,000 円
区分 2	地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する 1ha 以上の団地面積の割合が目標年度（※註）までに <u>20 ポイント以上</u> 増加すること	30,000 円
	同一の耕作者が耕作する 1ha 以上の団地面積の割合が、既に 30% 以上の地域において、同一の耕作者が耕作する 1ha 以上の団地又は独立する 1 筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が目標年度（※註）までに 1.5 倍以上となること	

（※註）目標年度とは、事業実施年度の翌々年度を指す

④ 交付対象面積

交付対象面積 = 対象期間内の転貸面積のうち、新たに団地化した面積

└─▶ ただし、貸付期間が6年以上であること

⑤ 協力金の使途

地域集積協力金の規定に準ずる

経営転換協力金（機構に農地を貸して、農業経営をリタイアした農業者に対する交付金）は、令和5年度をもって廃止されています。ただし、これまでに経営転換協力金の交付を受けた方で、交付要件を満たさなくなった場合は、同交付金の返還が必要になることは変わりません。

（返還を要する例：10年を経たないうちに農地中間管理機構の契約を解約し、農地を売買した場合等）

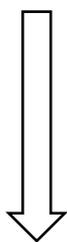
農地中間管理事業で農地を貸借している方へ

～賃料変更の手続きのお知らせ～

農地中間管理事業を活用し、農地の貸借契約をされている方が賃料変更をする場合、上越市農業委員会事務局（または各区総合事務所の農業委員会駐在室）での手続きが必要です。

(1) 農業委員会事務局（または各区農業委員会駐在室）に電話や FAX で連絡

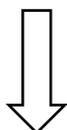
- ・ 賃料を変更する筆の地番、変更後の 10 a 当たり賃料について、農業委員会事務局または各区総合事務所の農業委員会駐在室に電話や FAX でご連絡ください。



農業委員会事務局（各区農業委員会駐在室）で「賃料変更申出書」を作成し、農地所有者または担い手に郵送（または手交）します。

(2) 賃料変更申出書に押印

- ・ 賃料変更申出書に記載された筆の地番、変更後の 10 a 当たり賃料に間違いがないか確認し、農地所有者と耕作者の双方で押印してください。



(3) 押印後の賃料変更申出書を提出

- ・ 農地所有者と耕作者の双方押印済みの賃料変更申出書を農業委員会事務局または各区総合事務所の農業委員会駐在室に提出してください。
- ・ 提出された賃料変更申出書は、市でとりまとめ、農地中間管理機構（新潟県農林公社）に提出します。

【重要！】令和 7 年度の提出期限について

- ・ 令和 7 年秋冬の賃料の受払い（耕作者口座からの引落とし／地権者口座への振込み）から賃料を変更する場合は、「押印後の賃料変更申出書」を 6 月 13 日（金）までに、農業委員会事務局または各区農業委員会駐在室にご提出いただく必要があります。
- ・ これを過ぎて提出された賃料変更申出書は、令和 8 年からの賃料変更となります。
- ・ 令和 7 年からの賃料変更を希望する場合は、お早めにご連絡ください。

地域計画について

令和5年4月の改正農業経営基盤強化促進法の施行により、地域農業の将来像を描く「地域計画」の策定が全国で行われました。

当市における地域計画の概要

(1) 計画策定区域

地域自治区を単位に25計画

(ほぼ全域が市街化区域である高田区・直江津区・八千浦区は、隣接する他区に含める)

(2) 結果の公表等

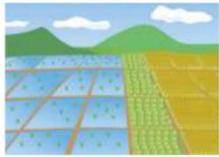
・協議の実施状況…市ホームページで公表

・地域計画の公表…令和7年4月1日に全計画を公告（市ホームページでも公表）

地域計画は、一度作って終わりではなく、今後も見直しを行い、内容をブラッシュアップしていくことが求められています。

当市では、年に1回、各地区の中心的な担い手を集め、協議の場（地域懇談会）を開催し、地域計画の記載内容の見直し、効率的な農作業が可能となるような農地の集約化に向けた協議等を行う方針です（必要に応じて、地域計画の変更公告を行います）。

地域計画の変更が必要なケース

農業上の利用 (事後の変更可)	地域の農業の将来の在り方等	<ul style="list-style-type: none">・地域計画の特例(基盤法第22条の3)の活用及び変更・区域や目標、必要な措置等の必須項目の変更 <p>例: ①担い手に対する農用地の集積に関する目標等の変更 ②区域の農用地等面積の増減(区域の変更)</p>	<p>農地の集約化</p> 
	農業を担う者	<ul style="list-style-type: none">・新たに担い手や参入企業などを目標地図に位置付け <p>☞ 目標地図に位置付けられていない者が一時的に耕作する場合は、変更不要</p>	
	農業用施設	<ul style="list-style-type: none">・農業用施設用地を新たに目標地図に位置付け	
	軽微な変更	<ul style="list-style-type: none">・地域の名称や地番、法人化、相続により生じた変更・実質的な変更を伴わない変更 <p>例: ①作物や有機農業エリア設定などの農地利用方針の変更 ②任意記載事項の変更 ③基盤整備や地籍調査による面積変更 ④田畑転換 ⑤経営規模が変わらない個人経営体の法人化 など</p> <p>☞ 地域計画案の意見聴取・公告を省略可能</p>	 <p>水稲エリア 野菜(有機)エリア</p>
農業外の利用 (事前の変更要)	農地の転用	<ul style="list-style-type: none">・公共用地や農家住宅等に供するための転用 <p>☞ 農振除外・転用許可手続の前に地域計画を変更</p> <p>※ 一時転用の場合は変更不要</p>	

新規就農者への支援制度の概要

1 事業内容

【国補事業】

○新規就農者育成総合対策事業

- ・新たに農業経営を開始する者（親元就農を含む）に対して、経営発展のための機械・施設等の導入費の補助や次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者に資金を交付する。

（1）経営発展支援事業

支援対象：原則 50 歳未満で新たに農業経営を開始する認定新規就農者（令和 6 年度以降が対象）又はその者が経営する法人。ただし、親元就農者は親の経営に従事してから 5 年以内に継承し、かつ継承する経営を発展させる計画（売上 1 割増等）の取組を行う人。

補助額：就農後の経営発展のために導入する機械・施設等の導入費の 3/4

※補助対象事業費上限 1,000 万円

※経営開始資金及び経営開始支援資金と併用する場合、上限 500 万円

※夫婦型は補助対象事業費上限が 1.5 倍

（2）経営開始資金（旧：経営開始型）

支援対象：就農予定時に原則 50 歳未満の認定新規就農者。ただし、親元就農者は親の経営に従事してから 5 年以内に継承した人、かつ新規作物の導入等の取組を行う人。

補助額：12.5 万円/月（150 万円/年）×最長 3 年間

【市単独事業】

○おためし農業体験

- ・新規就農希望者等を対象に、短期研修（2泊3日で開催）メニューによる農業体験を実施

想定している行程

1 日目	午前：上越市到着	午後：研修
2 日目	午前：研修	午後：研修
3 日目	午前：研修	午後：上越市出発

（1）おためし農業体験参加者への支援

（参加者支援対象）

当市において新規就農者となる意欲のある市外在住の 61 歳未満の人を支援。

補助事業名	補助率
農業体験参加者宿泊費補助	宿泊費の 1/2 以内（上限額 1 泊 4,000 円）
農業体験参加者交通費補助	補助対象経費の 1/2 以内（上限額 10,000 円）

※研修生の保険料については市が負担

※おためし農業体験自体は、市内在住者でも実施可能

(2) おためし農業体験の受入れ農家への支援

- ・内 容：おためし農業体験の受入れ農家への謝金（研修生の昼食含む）
- ・支援額：実体験期間1日当たり1万円

【例 2泊3日のおためし農業体験の場合】

1日目	午前	移動（自宅→上越市）
	午後	農業体験
2日目	午前	農業体験
	午後	農業体験
3日目	午前	農業体験
	午後	移動（上越市→自宅）

農業の実体験期間としては2日間
→10,000円/1日×2日間=20,000円

(3) その他支援メニュー<市単独事業>

補助事業名	事業概要
【市単独事業】 大型特殊免許等取得費補助	支援対象：市内に住所を有する50歳未満の人（中山間地域では61歳未満の人） 補助率：大型特殊・牽引の免許取得費の1/2（それぞれ上限額5万円）
【市単独事業】 農業用機械購入費補助 ※1 R7.5.1～一部改正あり	支援対象：市内で独立・自営就農をしている50歳未満の人（中山間地域では、61歳未満の人）。市内に所有する農地を50アール以上耕作し、その独立・自営就農期間が3年（中山間地域では6年）を超えない人。 補助率：農業用機械購入費の1/2（上限50万円） 中山間地域の農地を耕作している人に限り上限100万円 ※20万円以上の農業用機械（中古も可）が対象
【市単独事業】 住居費補助	支援対象：市外から転入し、市内で就農等（研修含む）をしている50歳未満の人（中山間地域では61歳未満の人） 補助率：家賃月額1/2×12か月（上限額月額2万円） 独立・自営就農者に限り24か月
【市単独事業】 農業法人雇用支援事業	支援対象：50歳以上66歳未満の新規就農者を雇用した中山間地域の農業法人、園芸に取り組む農業法人または新たに中山間地域を耕作する農業法人。 中山間地域の農業法人に限り8か月以上の従業員も対象 補助率：年間最大60万円×最長4年間

※1 主な改正内容・・・経営作目が水稲の場合、農地を50アール以上耕作する（中山間地域同様）、経営作目が露地園芸の場合、農地を10アール以上耕作する（中山間地域同様）、経営作目が施設園芸の場合、農地を概ね5アール以上耕作する（中山間地域同様）に改正する。（第4条関係）

令和7年度農作物鳥獣被害防止対策事業の概要

基本方針

イノシシを中心とした農地・農作物被害の早期根絶を図るため、上越市鳥獣被害防止対策協議会との連携の下、「**出没しにくい環境づくり**」、「**電気柵による侵入防止**」、「**加害個体の捕獲**」の三つの対策を柱に取組を推進するとともに、あわせて、「**鳥獣捕獲の担い手を確保・育成**」、「**ジビエの利活用**」を推進する。

1 鳥獣が出没しにくい環境づくり

- (1) 集落環境診断の実施【継続】
 - ・集落ぐるみの自発的な取組を促進する上で、有効な手段であり、引き続き、協議会内に推進チーム（市、JAえちご上越、NOSAI新潟上越支所）を設置し、推進する。
- (2) 農作物等被害調査の実施【継続】
 - ・市内農家組合（約15,590戸）を対象に、アンケート形式による調査を実施する。

2 電気柵による侵入防止

- (1) 電気柵の新設支援（鳥獣被害防止総合対策交付金）【継続】
- (2) 予防電気柵の導入及び既設電気柵の更新支援（協議会単独補助）【継続】

3 加害個体の捕獲

- (1) 上越市鳥獣被害対策実施隊による加害個体の捕獲強化【継続】
 - ・上越市鳥獣被害対策実施隊と集落との連携による加害個体の捕獲強化に取り組む。
 - ・国の「捕獲サポート隊制度（集落）」を活用し、同隊員に対して安全講習会の開催や傷害保険への加入等を支援する。
- (2) 新潟県猟友会上越6支部による年間を通じた捕獲活動【継続】
- (3) 捕獲技術講習会の開催による技術の継承【継続】
- (4) スマート捕獲の本格導入【継続】



4 鳥獣捕獲の担い手の確保・育成

- (1) 狩猟免許等の新規取得支援及び新規猟銃取得支援【継続】
- (2) 捕獲活動支援費の増額【継続】
 - ・イノシシの捕獲活動支援費の増額を継続し、猟友会入会のインセンティブを高める。
- (3) 情報発信の取組強化【継続】
 - ・昨年度に引き続き、今年度も「集中強化期間」と位置付け、狩猟免許等取得及び猟友会入会のインセンティブを高めるための情報発信を強化する。

5 ジビエの利活用

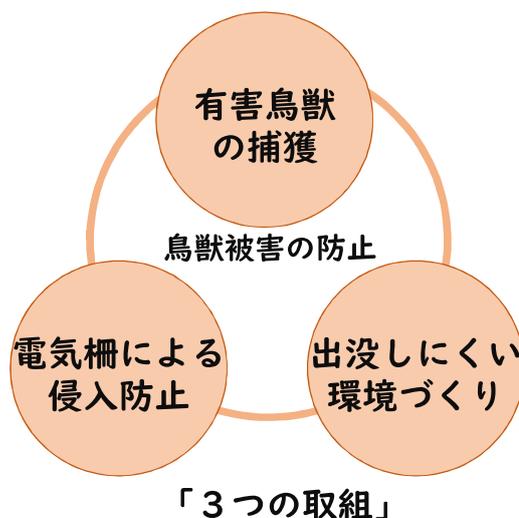
- (1) 飲食店を対象としたジビエ料理講習会の開催【継続】
- (2) 市内イベントをあわせたジビエ試食機会イベントの開催【新規】

鳥獣の出没しにくい集落を目指して 「集落環境診断」に取り組みましょう！

資料5-2

鳥獣被害の防止には 「3つの取組」が重要！

イノシシによる農作物被害を防ぐためには、捕獲によって個体数を減らすことはもちろんですが、ほ場へのイノシシ侵入を防ぐ電気柵の設置や、農地周りの草刈りなどでイノシシが出没しにくい環境をつくるのが有効とされており、これらを組み合わせて取り組むことで、被害を防ぐ効果を一層高めることができるとされています。



集落環境診断とは？

「何から始めたら有効なのか」を住民・行政・関係団体が視点をあわせ、現地の被害状況の把握や被害原因の分析、対策の立案、対策の効果検証まで行う、集落単位の総合的な鳥獣被害対策戦略づくりです。



イノシシやシカが悪さをしている。でも、何から始めればよいのか分からない・・・

「上越市鳥獣被害防止対策協議会」（以下、協議会）の構成員である、JAえちご上越、NOSAI新潟上越支所、上越市役所の職員が、集落の皆さんと一緒に集落を歩いて周り、鳥獣の痕跡や侵入路を探します。その上で、「何を」「誰が」「いつ」「どこで」を含めて、被害防止対策を住民の皆さんと一緒に考えます。

専門家による勉強会



集落を見て回る集落環境調査



イノシシのヌタ場



集落地図作成の様子



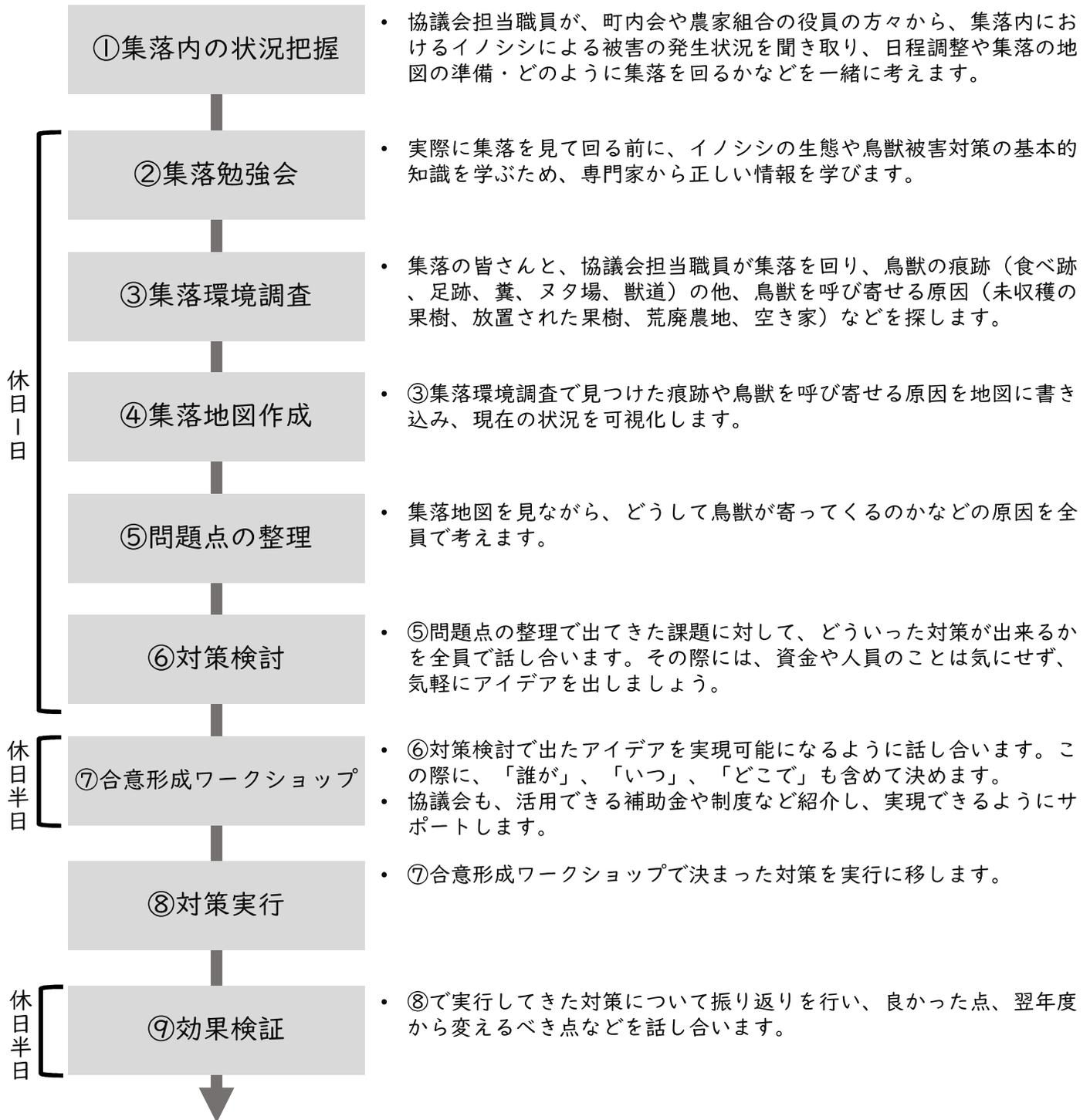
合意形成ワークショップの様子



効果検証の様子



集落環境診断の流れ



次年度以降も⑧と⑨を繰り返し行い、より効果的な場所への移動、作業量の調整などを行い、対策が長く続くように見直しを続け、鳥獣被害“0”を目指しましょう！

鳥獣が出没しにくい環境づくりに向け、集落の主体的な取組を全市に波及させるため、現に農作物被害が発生している集落や今後被害発生のある恐れがある集落を対象に集落環境診断を導入していきます。お困りの集落は、お気軽にお問い合わせください。

上越市鳥獣被害防止対策協議会
（事務局：上越市 農村振興課 中山間地域農業対策室）
電話：025-520-5755（直通）または 各総合事務所（農政担当）
E-mail:nousonshinkou@city.joetsu.lg.jp

詳しくは

上越市 集落環境診断

検索

令和7年度 農作物等被害調査の実施について

イノシシなどの野生鳥獣による農作物等の被害状況の把握は、上越市鳥獣被害防止対策協議会が行っています。被害の把握は、電気柵の設置や捕獲活動などの対策を講じる上で重要な基礎データとなりますので、4月1日（火）～11月30日（日）の間に被害を確認した場合は、下記のとおり調査票の提出をお願いします。

記

- 調査形式 … 調査票の提出により農作物等の被害状況を把握します。
- 対象作物 … 農作物全般（畑作物、果樹を含む。）、農地および農業用施設
- 報告方法 … 農作物等の被害があった場合は、裏面の調査票に被害状況をご記入いただき、「上越市役所農村振興課中山間地域農業対策室」または、最寄りの「総合事務所」まで調査票を提出してください。（ファクシミリ・メール可）
- 報告時期 … 被害発生都度、随時受け付けます。
- 報告期限 … 最終の報告期限を令和7年12月2日（火）とさせていただきます。
- その他 … ①農作物等被害調査については、市ホームページ及び広報上越4月号にも掲載しています。
②令和6年度の調査結果については、詳細を市ホームページに掲載しています。（令和6年度のイノシシの農作物被害面積は約10.1ha（前年度より約6.7ha増）であり、これに加え、カラス、サギ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ等による被害も若干発生しています。）ご協力ありがとうございました。

【お問い合わせ先】

上越市鳥獣被害防止対策協議会事務局

担当：上越市農林水産部農村振興課

中山間地域農業対策室 植木、杉田

電話：025-520-5755

または、各総合事務所（農政担当）

裏面が調査票です

農作物・農地・農業用施設の鳥獣被害調査票

令和7年度における鳥獣による農作物等の被害を詳細に把握し、対策を講じる上での重要な基礎データとするため、全市域（農家組合各戸）を対象に、アンケート形式による「農作物・農地・農業用施設の鳥獣被害調査」を実施しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、記載された個人情報は当該業務以外に使用いたしません。

住 所： _____（電話番号： _____）

氏 名： _____

問1：被害を受けたのは、いつ頃ですか。（被害を受けた年月日を記入）

令和 7 年 月 日

問2：被害を受けた場所を教えてください。（場所等を記入）

上越市 区 番地（を含む全 枚）

※複数のほ場で被害を受けた場合、「代表地番」と「被害を受けた合計枚数」を記入

問3：被害を受けた農作物、農地・農業用施設を教えてください。（該当番号に○と、詳細を記入）

1 農作物（作物名： _____）（販売目的： 有 ・ 無 ）

2 農地・農業用施設（施設等名： _____）

【被害状況を具体的にご記入ください】

問4：被害を受けた面積・規模を教えてください。（面積等を記入：【参考】一反=10a、一町=100a）

■ 農作物（例：100aのほ場で、50aが10%の被害、10aが全滅 → 被害面積は5a+10a=15a）

○被害を受けたほ場の全体面積： _____ a

※複数のほ場で被害を受けた場合、「被害を受けた合計の水張面積」を記入

○上記のうち被害を受けた面積： _____ a

■ 農地・農業用施設

○被害を受けた幅 _____ m × 長さ _____ m

問5：被害を加えた動物・鳥が分かれば、その種類を教えてください。（該当種類に○）

イノシシ ・ ニホンジカ ・ カモシカ ・ タヌキ ・ ハクビシン ・ アナグマ
アライグマ ・ カラス ・ スズメ ・ サギ ・ その他（ _____ ）

ご協力ありがとうございました。

最寄りの「総合事務所」又は「上越市役所農村振興課中山間地域農業対策室」まで調査票をお届けください。

上越市鳥獣被害防止対策協議会

（事務局：上越市 農村振興課 中山間地域農業対策室）

TEL 025-520-5755 FAX 025-526-6185

メール nousonshinkou@city.joetsu.lg.jp

農地にイノシシの侵入を防ぐ電気柵の導入や更新を支援します

事前にイノシシの被害を予防したい / 電気柵を更新したい

秋に要望をとりまとめます



集落内や隣の集落でイノシシ被害が出ている。今のうちに、うちの田んぼも電気柵を張りたい。

予防的電気柵の導入

今まで使っていた電気柵が古くなって、電圧が低くなったりしている。そろそろ交換しないと…。

既設電気柵の更新



支援の内容	補助率	必要書類
予防的電気柵の導入 今後、被害を受けることが予見される農地への予防電気柵を設置する費用の一部を支援します。	1 / 2 以内	・農地の位置図奨励 ・電気柵の見積書
既設電気柵の更新 耐用年数（8年）を経過した電気柵について、同等品の機器に更新する費用の一部を支援します。	3 / 4 以内	・農地の位置図 ・更新用電気柵の見積書 ・電気柵購入日がわかる納品書等の書類（協議会貸与品の場合は不要）

令和7年度の補助率

○ 交付対象者

原則として、受益者となる農業者3戸以上で組織する団体

※受益者となる農業者が3戸未満の場合でも、申請が可能な場合があります。

※予防的電気柵の導入及び既設電気柵の更新については、事前（前年度）に報告があった集落等を対象としています。急遽、予防的電気柵の導入及び既設電気柵の更新が必要となった場合は、貸付用の電気柵があります。

イノシシの被害を受けた農地に来年度電気柵を設置したい

秋に要望をとりまとめます

国の交付金を活用し、毎年、電気柵の新設が必要な集落等を支援しています。

新たにイノシシの被害を受けた農地への電気柵新設については、8月から9月にかけて、集落等を通じて翌年度（令和8年度）の実施要望をとりまとめます。その後、10月下旬から11月上旬頃に現地調査を実施する予定です。※農業者3戸以上で組織する団体が支援対象です。

事前のお願い

- 本田や法面等の被害を受けた状況がわかる写真を必ず撮影しておいてください。
- 集落等の自己負担割合は、例年、事業費の1～3割程度となっています。

ポイント) 各種支援事業の自己負担額や、電気柵の設置・撤去、下草刈り等の維持管理費には、集落協定構成員の総意により、中山間地域等直接支払交付金を充てることができます。

■お問合せ先

上越市鳥獣被害防止対策協議会 事務局

(上越市農林水産部農村振興課中山間地域農業対策室内)

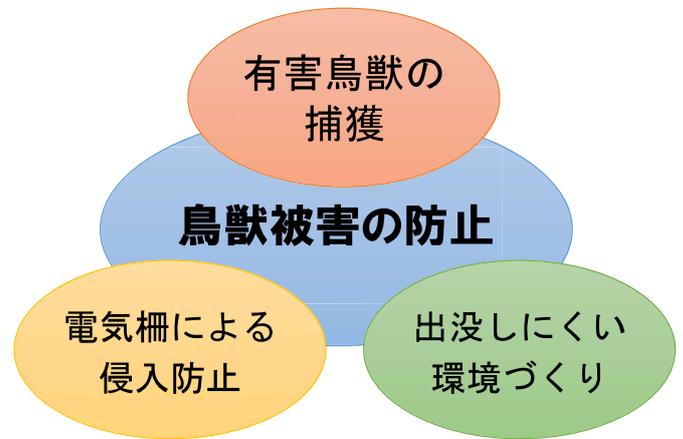
電話 025-520-5755 (直通)

お困りの集落に「鳥獣被害対策実施隊」を派遣します！

資料5-5

鳥獣被害の防止には
「3つの取組」が重要！

イノシシによる農作物被害を防ぐためには、捕獲によって個体数を減らすことはもちろんですが、ほ場へのイノシシ侵入を防ぐ電気柵の設置や、農地周りの草刈りなどでイノシシが出没しにくい環境をつくるのが有効とされており、これらを組み合わせることで、被害を防ぐ効果を一層高めることができます。



「3つの取組」を組み合わせることが重要

鳥獣被害対策実施隊との連携によるイノシシの捕獲の強化



イノシシが増えて困る！
けど、自分たちでは
捕まえない…
何とかしてほしい！



鳥獣被害対策実施隊員の 捕獲活動にご協力ください！

「上越市鳥獣被害対策実施隊員」が、農地周りに出没するイノシシを捕獲して被害の発生を防ぎます。
皆さんからは、次のようなことに協力していただくことで、捕獲活動を円滑に実施することができます。
また、協力いただく皆さんを「市捕獲サポート隊員」と位置付け、安全講習会の開催や、傷害保険の加入等、安全に捕獲活動ができるよう環境を整えます。

わな設置場所の選定や 地権者との調整、周知

実施隊員と集落とで、捕獲が見込める場所を選定します。

わなを設置する場所の地権者との調整や集落内への周知をお願いします。



わな設置作業や 日々の見回りの補助

わなを安全に設置できるよう、集落の皆さんのお手伝いをお願いします。また、設置したわなは日々の見回りが必要です。



捕獲した個体を処分する 場所の提供、作業の補助

捕まえたイノシシは、埋設等により適正に処分することとなっています。作業場所への運搬や、埋設場所の提供、作業のお手伝いなどをお願いします。



地域の皆さんと鳥獣被害対策実施隊員による連携捕獲の流れ

①集落内の状況把握

- ・ 市担当職員が、鳥獣被害対策実施隊員と地域の皆さんとの役割分担などについてご説明します。
- ・ また、集落内におけるイノシシによる被害の発生状況を聞き取るとともに、必要に応じて現地の状況を確認し、実施隊員派遣の可否を決定します。

②実施隊員との打合せ

- ・ 派遣する実施隊員と役割分担を確認し、わなを設置する場所などを相談し、決定します。
- ・ 日頃の捕獲活動が円滑に進むよう、集落と実施隊員とで連絡先を交換します。

③捕獲活動の展開

- ・ 設置したわなに異常がないか、毎日見回ります。
※ 安易に近寄ると危険ですので、双眼鏡などを使って遠めから確認してください。
- ・ 異常が認められた時は、実施隊員に連絡します。
- ・ 実施隊員は、数日ごとにわなの調整などを行います。

④捕獲！

- ・ 設置したわなでイノシシが捕獲されていたときは、実施隊員に連絡し、「止め刺し」を依頼します。
- ・ 個体の運搬を補助します。埋設処分する場合は、その場所を提供するとともに、埋設作業を手伝います。

実施隊員の派遣期間は、農作物の収穫が概ね完了する10月末までとします。

ゆくゆくは…

集落内で捕獲に従事する人を確保して、その人の捕獲活動を集落の皆さんで支える仕組みづくりが、イノシシによる被害の防止に効果的です。ぜひ、ご検討ください。

狩猟免許の取得も
支援しています！

問

上越市 農林水産部農村振興課
中山間地域農業対策室（鳥獣被害対策係）
電話 025-520-5755（直通）
または 各総合事務所（農政担当）

鳥獣捕獲の担い手を募集！

～免許等の取得や技術向上に向けた支援制度のお知らせ～



生物多様性と農山漁村の
環境を守るあなたの力を
必要としています

イノシシによる農作物被害は、数年前の大雪や豚熱の影響により、一時減少しましたが、ここ最近では、再び生息頭数が増加傾向にあると推測されており、当市の主産業である農業に甚大な被害を与えるとともに、市民への直接的な被害が発生することも懸念されています。

このため、上越市・上越市鳥獣被害防止対策協議会では、有害鳥獣捕獲を強かに推進していますが、その有害鳥獣捕獲を担う一般社団法人新潟県猟友会市内6支部の今後の世代交代や更なる体制強化に向けて、熱意ある新たな人材を募集していますので、是非ともお力をお貸しください。

令和7年4月

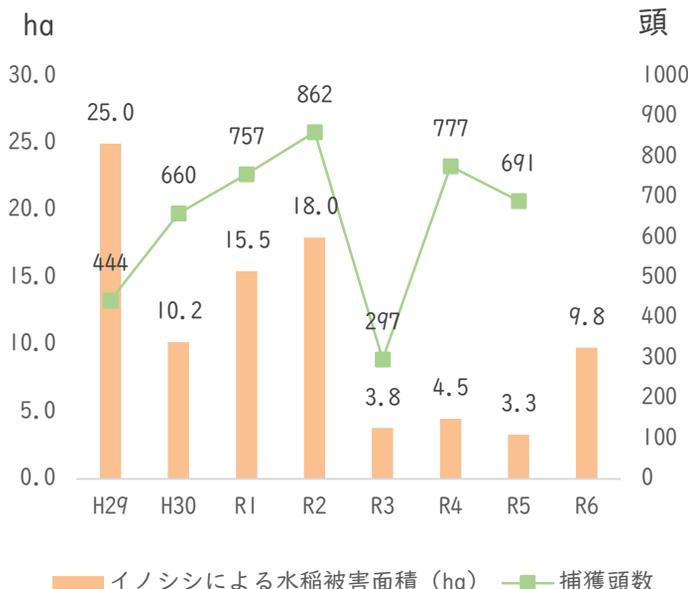
上越市・上越市鳥獣被害防止対策協議会

担い手確保による有害鳥獣捕獲の更なる強化

令和6年度のイノシシによる水稻被害は、前年度より大きく増加しています。また、イノシシ捕獲頭数を見ると、令和4年度に前年度から大幅に増加し、大雪や豚熱の発生により減少した生息頭数が再び増加してきたと考えられています。

被害根絶に向けた様々な対策のうち、有害鳥獣の捕獲については、市内の猟友会の皆さんに依頼し、大きな成果を上げていただいています。

一方で、会員の高齢化は進行しつつあり、猟友会の弱体化が懸念されることから、新たな担い手の確保・育成をあわせて行い、猟友会の体制を維持・強化することで、当市の捕獲対策を将来にわたって維持させていきます。



**狩猟免許を取得して、猟友会に加入し、
市民と農業を守る有害鳥獣捕獲にご協力ください！**

猟友会で活躍されている若きハンターを紹介します！



一般社団法人 新潟県猟友会 飯田 琉真 さん

Q. 「狩猟者」になったきっかけは？

A. 父がハンターで、子どもの頃からの手伝いを通じて、自分もハンターになりたいと思うようになりました。私が住む地域では鴨猟が中心で、昔から新鮮な鴨肉を食べていて、狩猟が身近な存在でした。

Q. 狩猟活動で感じたことはありますか？

A. 飛んでいる鴨に命中させることは難しいですが、当たった時は爽快です。普段は5人くらいで猟に出かけています。皆で捕まえた鴨で鴨汁を作って、地域の方々も呼んで食事をするのも楽しいです。

Q. 市民の方々へのメッセージをお願いします

A. 少しでも興味があれば、猟友会に連絡して、狩猟に同行してみたいかがでしょうか。狩猟免許がなくてもできることがありますし、先輩から色々な話が聞けると思います。最近ではイノシシやクマの出没が身近になっています。周りの人を守るのも、ハンターにしかできないことだと思います。ハンターになって一緒に活動しましょう！

支援制度の内容 ※いずれも猟友会に入会することが要件

支援 1

捕獲した獣種・頭数に応じて支援が受けられます

猟友会会員が行う、イノシシ等の捕獲活動に対して支援を行っています。

単価と捕獲頭数により算出した支援費を猟友会各支部を通じてお支払いしています。

獣種	1頭当たり支払単価	獣種	1頭当たり支払単価
イノシシ(成獣)	15,000円	タヌキ・ハクビシン・アナグマ・	2,000円
イノシシ(幼獣)	6,000円	ノウサギ・テン・キツネ・アライグマ	
ニホンジカ(成獣)	12,000円	カラス	500円
ニホンジカ(幼獣)	5,000円	アオサギ	200円

※猟友会各支部によっては、支払額から経費等が差し引かれる場合があります。

支援 2

第1種銃猟免許・猟銃の所持許可取得に係る経費を支援します

第1種銃猟免許・猟銃の所持許可を新たに取得し、本市の有害鳥獣捕獲にご協力いただける方に、取得経費の一部を支援しています。

対象	次の必須条件を全て満たす人で、かつ、選択条件のいずれかを満たす人	
必須条件	<ul style="list-style-type: none"> 本市に住所を有する人 市税を完納している人 猟銃の所持許可証の交付の翌年度から3年以内に、本市にある一般社団法人新潟県猟友会の支部に属し、本市の有害鳥獣捕獲に協力することを確約する人 	
選択条件	① 第1種銃猟免許及び猟銃の所持許可を当年度内に新たに取得する人 ② 既に第1種銃猟免許を所有している人で、猟銃の所持許可を当年度内に新たに取得する人 ③ 既に猟銃の所持許可を所有している人で、第1種銃猟免許を当年度内に新たに取得する人	
補助対象経費	54,000円を上限として、次の経費を支援します。ただし、申請が多数の場合、予算の範囲内となります。	
	選択条件①の人	<ul style="list-style-type: none"> 狩猟免許試験時の健康診断料 銃の射撃教習受講料 銃の所持許可申請時の健康診断料 ハンター保険料
	選択条件②の人	<ul style="list-style-type: none"> 銃の射撃教習受講料 銃の所持許可申請時の健康診断料 ハンター保険料
	選択条件③の人	<ul style="list-style-type: none"> 狩猟免許試験時の健康診断料 ハンター保険料
申請方法 (1、2の二段階で申請いただきます。)	1. 農村振興課、各総合事務所(農政担当窓口)または市ホームページ上の予約書類(支援申請予約書、市税納入状況照会の同意書)に必要事項を記入し、試験日の前日までに農村振興課または各総合事務所(農政担当窓口)に提出してください。 2. 第1種銃猟免許、猟銃の所持許可を取得後、当年度内に申請書類や領収証の写しを農村振興課または各総合事務所(農政担当窓口)に提出してください。	

支援3

わな猟・銃猟・第2種銃猟免許の取得経費を支援します

狩猟免許（わな猟・網猟・第2種銃猟免許）を新たに取得し、本市の有害鳥獣捕獲にご協力いただける方に狩猟免許試験の受講料の一部を支援します。

対象	次の条件を全て満たす人			
条件	<ul style="list-style-type: none"> 本市に住所を有する人 当年度内に新潟県が実施する狩猟免許試験（わな猟、網猟または第2種銃猟免許）に合格する人 狩猟免許取得後、当年度内に、本市にある一般社団法人新潟県猟友会の支部に属し、本市の有害鳥獣捕獲等に協力する人 			
補助対象経費	10,000円を上限として、狩猟免許試験（わな猟・網猟・第2種銃猟免許）の受験手数料の一部を支援します。ただし、申請が多数の場合、予算の範囲内となります。			
種別	区分	狩猟免許手数料	補助金額	自己負担金額
	新たに狩猟免許の1種類を取得する人	5,200円	5,000円	200円
	新たに狩猟免許の2種類を取得する人	10,400円	10,000円	400円
	既に所有している狩猟免許とは別の狩猟免許を1種類取得する人	3,900円	3,000円	900円
申請方法 （1、2の二段階で申請いただきます。）	<ol style="list-style-type: none"> 農村振興課、各総合事務所（農政担当窓口）または市ホームページ上の予約書類（補助金交付申請書、狩猟免許取得計画書、収支予算書）に必要事項を記入し、<u>試験日の前日までに</u>農村振興課または各総合事務所（農政担当窓口）に提出してください。 狩猟免許試験に合格し、猟友会に入会後、当年度内に実績報告書類を農村振興課または各総合事務所（農政担当窓口）に提出してください。 			

支援4

猟銃の購入費を支援します

初めて猟銃を取得する方に、猟銃の取得に係る経費の一部を支援します。

対象	次の条件を全て満たす人			
条件	<ol style="list-style-type: none"> 上越市鳥獣被害防止対策協議会が実施するOJT研修（10～11月頃を予定）を受講すること ※予約いただいた方に個別に連絡します。 上越市鳥獣被害防止対策実施隊員（以下、「実施隊員」という。）または実施隊員になることが確実に見込まれる人 初めて銃を取得する人 49歳以下の人 			
補助対象経費	100,000円を上限として、猟銃購入費（税抜き）×1/2以内を支援します。ただし、申請が多数の場合、予算の範囲内となります。			
申請方法 （1、2の二段階で申請いただきます。）	<ol style="list-style-type: none"> 農村振興課、各総合事務所（農政担当窓口）または市ホームページ上の予約書類（支援申請予約書、上記条件の①及び②についての同意書）に必要事項を記入し、<u>試験日の前日までに</u>農村振興課または各総合事務所（農政担当窓口）に提出してください。 猟銃を購入し、当年度内に実績報告書類を農村振興課または各総合事務所（農政担当窓口）に提出してください。 			

支援5

「くくり罠猟」のノウハウを学ぶ技術講習会を開催します

猟友会に入会間もない、経験が浅い方を対象に、猟友会のベテランハンターから、くくり罠を設置するポイントやエサの選び方、日々の管理方法など、テクニックを学ぶための技術講習会の開催を予定しています。

- 開催時期 10月頃（予定）
- 対象 猟友会入会後3年程度の方 ※詳細は、猟友会各支部を通じてお知らせします。

問合せ先

支援制度に関すること ———— 上越市 農林水産部 農村振興課（電話：025-520-5755）

猟友会に関すること ————

狩猟免許試験に関すること 上越地域振興局 健康福祉環境部 環境センター環境課（電話：025-524-4237）

上越市農林水産物等

マーケティング活動支援事業補助金

意欲のある農林漁業者が自ら取り組む農林水産物等のマーケティング活動に必要な経費の一部を支援します！ ※「ふるさと上越応援寄附金返礼品加算特例」を新設しました！

募集期間

令和 7 年 4 月 1 日から予算額に達するまで（先着順）



【上越市ホームページ】
申請書の様式など詳細は
こちらをご覧ください。

補助要件等

市内に居住又は所在し、市税を完納している農業者等が対象となります。

区分		補助要件		補助対象となる農産物	補助率	補助対象経費上限額	補助金上限額
		地域	対象者				
中山間地域農業枠	販売農家※1	上越市中山間地域振興基本条例第2条第1号に定める区域※2であって、中山間地域等直接支払交付金制度の対象地域及び対象農用地であること	中山間地域等直接支払交付金制度の集落協定又は個別協定を締結している方	中山間地域において自ら生産した農産物等	2/3以内	30 万円	20 万円
	認定農業者、認定新規就農者		農産物等の高付加価値化販売に取り組む団体			45 万円	30 万円
	農業者三者以上で構成される団体		農産物等の高付加価値化販売に取り組む団体			60 万円	40 万円
一般地域農業枠	販売農家※1	中山間地域農業枠以外の地域	—	一般地域において自ら生産した農産物等	1/2以内	30 万円	15 万円
	認定農業者、認定新規就農者		農産物等の高付加価値化販売に取り組む団体			40 万円	20 万円
	農業者三者以上で構成される団体		農産物等の高付加価値化販売に取り組む団体			60 万円	30 万円
林業・水産業枠	林業者又は漁業者	—	—	自ら生産し、又は漁獲した林産物・水産物等	1/2以内	40 万円	20 万円
	林業者等又は漁業者等三者以上で構成される団体	林産物・水産物等の高付加価値化販売に取り組む団体	林産物・水産物等の高付加価値化販売に取り組む団体			60 万円	30 万円

※1 経営耕地面積 30a 以上または年間農産物販売額 50 万円以上の農業者等

※2 金谷区、谷浜・桑取区、安塚区、浦川原区、大島区、牧区、柿崎区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区及び名立区の区域（都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の区域を除く。）並びに市長が認める区域

販路拡大加算特例	申請する補助対象事業のコース番号 1 から 5 までに要する経費の合計額が 15 万円以上となる場合、補助金上限額に 10 万円を加算します（補助率は各区分の補助率を適用）。
ふるさと上越応援寄附金返礼品加算特例	新設 申請する補助対象事業に係る農林水産物等が「上越市ふるさと上越応援寄附金」の返礼品に係るものである場合、補助金上限額に 10 万円を加算します（補助率は各区分の補助率を適用）。

補助対象事業 複数のコースを選択可能です。

1	首都圏マルシェ出店コース	6	販売促進資材作成コース
2	商談会等出展、商談実施コース	7	プロカメラマンによる写真撮影・動画制作コース
3	販売促進イベント開催、参加コース		
4	ウェブサイト又はインターネットショップ開設、改良コース	8	広告出稿コース
		9	雪室等活用高付加価値化チャレンジコース
		10	マーケティング等専門家活用コース
5	インターネットショッピングモールへの新規出店、改良コース	11	商品ブランド力強化コース
		12	その他のマーケティング活動コース

補助対象事業の内容 複数のコースを選択可能です。

コース番号	コースの名称	補助対象事業の内容
1	首都圏マルシェ出店コース	農林漁業者が首都圏等で実施されるマルシェ（農産物直売所等）に自ら出店し、消費者等に直接販売する事業
2	商談会等出展、商談実施コース	農林漁業者が商談会、展示会等へ出展し、又は新潟県外において商談を行う事業
3	販売促進イベント開催、参加コース	上越産農林水産物等の販売促進イベントを開催し、又は参加する事業
4	ウェブサイト又はインターネットショップ開設、改良コース	上越産農林水産物等をPR・販売するウェブサイト又はインターネットショップを開設・改良する事業
5	インターネットショッピングモールへの新規出店、改良コース	上越産農林水産物等を販売するため、インターネット上のショッピングモール(サイト)に新規出店し、又は改良する事業
6	販売促進資材作成コース	上越産農林水産物等の販売を促進するため、チラシ、パンフレット、カタログ、上越産をPRするダンボール箱、のぼり、タペストリー等の販売促進資材を作成する事業 ※既存の販売促進資材を単に更新して作成する経費は補助対象外となります。
7	プロカメラマンによる写真撮影・動画制作コース	上越産農林水産物等をPRするウェブサイト、インターネットショップ、販売促進資材等に掲載するため、プロカメラマンによる写真撮影又は動画制作を行う事業
8	広告出稿コース	上越産農林水産物等の販売を促進するため、インターネット、新聞、雑誌、テレビ等に広告掲載を行う事業
9	雪室等活用高付加価値化チャレンジコース	・上越市雪中貯蔵施設ユキノハコ、民間の雪室等を活用した上越産農林水産物等の高付加価値化又は雪下野菜の生産等に取り組む事業 ・野菜等を雪室で保管し、学校給食へ出荷する事業
10	マーケティング等専門家活用コース	マーケティングの研修会の開催又は外部研修会の参加、マーケティング活動の計画の策定、マーケティング活動に関するアドバイス、販売促進資材のデザイン指導、作成その他上越産農林水産物等のマーケティング活動を進めるため、マーケティング等の専門家を活用する事業
11	商品ブランド力強化コース	・上越産農林水産物等のブランド力を強化するため、商標登録若しくは各種認証（有機JAS及びGAP認証を除く）を取得し、若しくは更新する事業 ・食味コンクールに出品する事業
12	その他のマーケティング活動コース	1から11までに掲げるコースのほか、上越産農林水産物等のマーケティング活動に取り組む事業

補助対象経費

①謝金、②人件費^{※1}、③旅費、④需用費、⑤役務費、⑥委託料、⑦広告宣伝費、⑧出展費（受講料を含む。）、⑨農林水産物等の高付加価値化に要する経費^{※2}

※1 ②人件費は、販売促進イベント等の参加に伴う販売員の臨時的な雇用（人材派遣サービスの利用を含む。）に要する経費のみ、補助対象経費となります。

※2 ⑨農林水産物等の高付加価値化に要する経費は、上記①～⑧のうち、いずれか一つ以上の補助対象経費と同時に補助対象事業を実施する場合のみ、補助対象経費となります。
ただし、学校給食で使用する雪下・雪室野菜等の生産に要する保管費用等の経費については、当該経費のみの支出であっても補助対象経費となります。

☑ のぼり旗やパンフレットを作成し、マルシェに出店したい！



1 首都圏マルシェ出店コース

消費者に対面で販売することで、認知度の向上や、新規顧客の獲得が見込めます。

また、消費者の声を直接聞くことで、消費者がどのような商品に興味を持ち、何を求めているかを知ることができます。

商品をPRするのぼり旗や、商品の魅力を引き出すパンフレットを作成し、固定客を獲得しましょう。

6 販売促進資材作成コース



首都圏マルシェ出店



販売促進資材の作成

新設 ふるさと納税の返礼品に係る事業を実施する場合は、補助金上限額に10万円が加算されます！（ふるさと上越応援寄附金加算特例）

☑ ふるさと納税の返礼品に同封するパンフレットなどを作成したい！



6 販売促進資材作成コース

☑ ふるさと納税の返礼品に登録するため、掲載する写真の撮影をプロカメラマンに依頼したい。



7 プロカメラマンによる写真撮影・動画制作コース



ふるさと納税サイト掲載用に撮影を委託したお米の写真

返礼品を送る際に自社商品のパンフレットなどを同封することでリピート購入につながる可能性があります。また、サイト掲載用のサムネイル写真をプロに撮影してもらうことで、より選ばれやすい返礼品にすることができます。

☑ 野菜を市内の雪室に保管し、学校給食用に出荷したい！



9 雪室等活用高付加価値化チャレンジコース

野菜を雪室に保管することで、収穫した際の鮮度を長く維持することができます。これにより、収穫時期が限られる野菜でも、長期にわたり安定して学校給食用に出荷することができます。

※市内雪室の例：ユキノハコ（安塚区）、和田雪室（安塚区）、JA えちご上越の雪室（浦川原区）など



雪中貯蔵施設「ユキノハコ」



学校給食の一例

ポイント：学校給食用野菜等は、雪室に保管するとその費用の一部を補助します！

☑ 農産物のブランド力強化のため、商標登録やハラル認証などを取得したい！



11 商品ブランド力強化コース

自社の農産品や農産加工品を商標登録することで、ほかと区別し、ブランディングを図ることができます。また、その他各種認証を取得することにより、新たな販路拡大が期待できます。

フォロワー募集中 農林漁業に関する情報を発信しています！



facebook アカウント
上越市農産物等販売促進実行委員会
市内農産物の販売促進に関する活動やイベント情報、
農業者向けの支援制度の情報を発信しています。

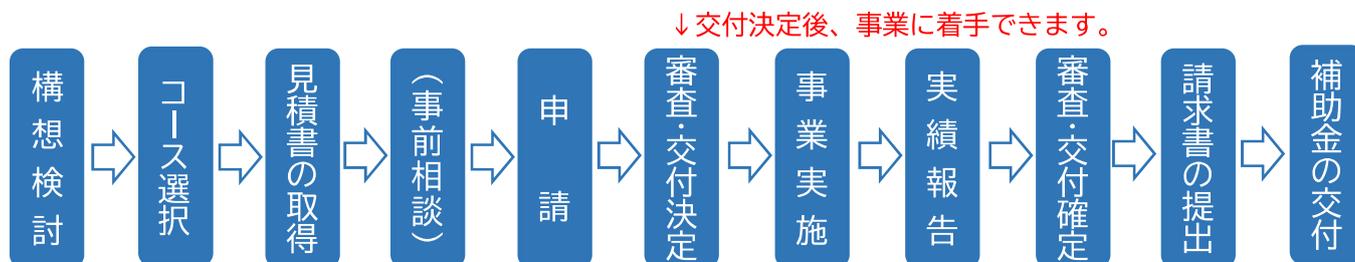


Instagram アカウント
上越市農林水産部
上越市のおいしい旬の「食」や楽しい農林漁業
イベントの情報を発信しています。

注意事項

- ・補助対象となるのは、事業着手前の取組に限ります。(事業着手後の申請はできません。)
- ・補助事業の内容に変更が生じる場合は、事前にご相談ください。(事業変更承認申請が必要な場合があります)
- ・事業が完了したときは、速やかに実績報告が必要です。また、実績報告は令和8年3月31日までに証拠書類(明細付き請求書、領収書等)を添付した報告書の提出が必要です。
- ・補助金を確定する際に補助対象とされる経費は、証拠書類を備えた経費のみとなります。
- ・上越産農林水産物等のPR、販売促進を目的としたものが補助対象であり、単なる経営体のPRのための経費は、補助対象外となります。
- ・補助金の交付は、補助金上限額内であれば、同一年度内に複数の申請が可能です。

申請から補助金支払の流れ



相談は、随時受け付けております。「こんな取組をしてみたい」、「補助金の申請は初めてで心配」など、お気軽にお問い合わせください。サポートします!!

農林水産物等マーケティング活動個別相談会のご紹介

マーケティングの専門家による個別相談会を開催します。

「インターネットショッピングモールに新規出店したいので、掲載商品の選び方や顧客獲得方法を聞きたい。」、「商品パッケージをリニューアルしたいので、アドバイスが欲しい。」、「販路を拡大するには、何から始めたらよいか。」、「新たに農産加工に取り組みたい。」、「商工業者と連携した新商品を開発したい。」などの課題や悩みについて、専門家に相談できます。

相談対応者は、中小企業者のマーケティング支援を多数行っており、農業者への農産物の販売促進の支援にも実績があります。お気軽にご相談ください。

○対象者

市内農林漁業者、上越産農林水産物・農林水産加工品を使用、販売する市内事業者など

○開催日、会場

	開催日	会場
第1回	令和7年8月12日(火)	上越文化会館 4階 小会議室
第2回	令和8年1月20日(火)	(ZOOMによるオンライン相談も可能です)

無料だよ!

○相談開始時間(各回40分間)

①9:00から ②9:45から ③10:30から ④11:15から

○その他

各開催日の1週間前までに申し込みが必要です。
お早めに、下記の間合せ先までご連絡ください。



[上越市ホームページ]
詳細はこちらをご覧ください。

提出先
問合せ先

〒943-8601 上越市木田1-1-3 上越市農林水産部農村振興課 販売促進係
TEL 025-520-5751(係直通) FAX 025-526-6185
Eメールアドレス nousonshinkou@city.joetsu.lg.jp

上越市 6 次産業化支援事業補助金

地域資源を活かした農産加工品の開発や、農産加工（新規・規模拡大）に必要な設備・施設改修を支援します！

募集期間

令和 7 年 5 月 1 日から 6 月 30 日まで(先着順)

※予算額に達しない場合は、再度募集を行う予定です。



【上越市ホームページ】
申請書の様式など詳細は
こちらをご覧ください。

補助要件等

市内に居住又は所在し、市税を完納している農業者等※が対象となります。

※農業者等…農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員となっている法人を含む）

補助金区分	補助要件			補助率	補助対象経費 上限額	補助金 上限額
	対象となる事業	対象となる経費	地域			
農産加工品等 開発支援事業 補助金 (ソフト事業)	農業者等が新たに農産加工品等を開発し、又は直売所を開設する事業	謝金、費用弁償、原材料費、委託費、市場調査費、通信運搬費、旅費その他の市長が必要と認める経費	-	1/2 以内	100 万円	50 万円
農産加工品等 規模拡大支援 事業補助金 (ハード事業)	農業者等が、新規又は規模拡大のため、農産加工等に必要な機械・設備を導入する事業や施設改修を行う事業	機械・設備費	一般地域	3/10 以内	300 万円	90 万円
			中山間地域	1/3 以内	100 万円	33 万 3 千円
		施設改修費	一般地域	4.5/10 以内	300 万円	135 万円
			中山間地域	5/10 以内	100 万円	50 万円

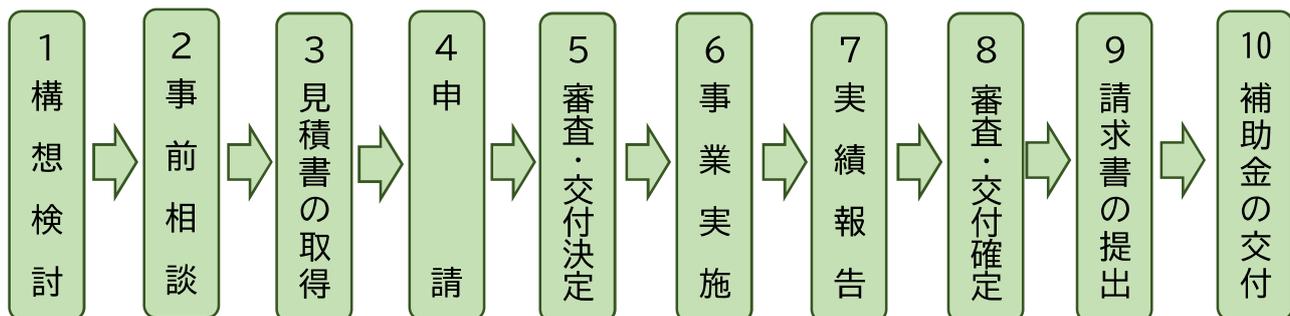
※上記の表における中山間地域の取扱いについては、新潟県農林水産業総合振興事業費補助金交付要綱（令和 6 年 4 月 1 日適用）別記の規定に定める区域

【中山間地域】：金谷区、桑取区、柿崎区、安塚区、浦川原区、大島区、牧区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区、三和区、名立区

【一般地域】：上記に含まれない市域

上記の補助対象経費上限額を超える大規模な事業は、新潟県の農林県単補助金の利用をご検討ください。

申請から補助金支払の流れ



相談は、随時受け付けております。「こんな取組をしてみたい」、「補助金の申請は初めてで心配」など、お気軽にお問い合わせください。サポートします！！

これまでの補助金交付実績

○農産加工品等開発支援事業補助金（ソフト事業）

- ・新たに開発する農産加工品の試作の委託費用
- ・新たに開発する農産加工品の成分の分析費用
- ・新たに開発する農産加工品の市場調査費用

○農産加工品等規模拡大支援事業補助金（ハード事業）

- ・塩蔵した山菜や農産物の乾燥品の真空パック機の導入
- ・農産加工品をつくるための野菜調理機の購入
- ・農産加工品製造に必要な大根結束機の購入
- ・農産加工品製造に必要な農産物の洗浄機の購入
- ・農産加工品製造のための有圧換気扇取替工事、オーブンガス接続工事
- ・漬物加工のための農産物保存用簡易雪室施設の改修

【補助金を活用した事例】



かりもり（堅瓜）
真空パック機の導入



たぐわん（干し大根）
大根結束機の導入



あかぶ漬け
あかぶを保存する雪室の設置

注意事項

- ・事業着手前に必ず申請してください。（事業着手後の申請はできません。）
- ・補助事業の内容に変更が生じる場合は、事前にご相談ください。
（事業変更承認申請が必要な場合があります。）
- ・事業が完了したときは、速やかに実績報告が必要です。また、実績報告は令和8年3月31日までに証拠書類（明細書付き請求書、領収書等）を添付した報告書の提出が必要です。
- ・補助金を確定する際に補助対象とされる経費は、証拠書類を備えた経費のみとなります。
- ・令和7年度から広告宣伝費は、補助対象経費となりませんが、上越市農林水産物等マーケティング活動支援事業補助金で対象となる場合があります。
- ・既存の加工用等機械を単に更新する経費については、補助対象となりません。
- ・玄米を白米に精米する機械・設備は、補助対象となりません。

提出先
問合せ先

〒943-8601 上越市木田1-1-3 上越市農林水産部農村振興課 販売促進係
TEL 025-520-5751（係直通） FAX 025-526-6185
Eメールアドレス nousehansoku@city.joetsu.lg.jp

活用例（補助金の活用による実績効果）

かりもり（堅瓜）を加工し、漬物として販売を行い、所得の向上を図りたい。

漬物を製造するための加工所へ既存施設を改修するとともに、漬物の真空パック機を購入する。



真空パック機シーラー



かりもりの漬物

米の保管施設の一部を間仕切りし、漬物加工所とすることで、かりもり（堅瓜）の漬物を販売することができるようになった。さらに真空パック機械の購入で長期の保存が可能となり、生産量と販売額の拡大につなげることができた！

干し大根の製造工程において、大根の結束作業を手作業で行っているが、作業効率が上がらず、生産の規模拡大の課題となっている！

大根結束作業の効率を高め、生産規模の拡大を図るため、大根結束機を購入する！



大根結束機



結束後の大根

大根結束機の導入により、大根の結束作業の効率化につながり、生産量、販売額の拡大につなげることができた！



赤カブを加工し、「赤カブ漬け」の販売を行っているが、降雪前の10月から12月頃までに収穫し、赤カブの傷みが出る前の3月上旬までしか加工できない。

収穫した赤カブを一定期間保存できる雪室を設置する！



雪室外部



雪室内観

雪室を活用することにより収穫した赤カブを低温で保存することが可能となったことから、5月頃まで「赤カブ漬け」の加工、生産ができるようになり、生産量と販売額の拡大につなげることができた。さらに雪室の効果で赤カブの甘みが増し、付加価値の高い雪室野菜の「赤カブ漬け」を製造することができた！

申請するうえでのポイント

1 構想検討

補助金の申請にあたり、取り組みたい内容を決めましょう。

事例1：漬物を製造するため、既存の施設を加工所に改修したい！

事例2：餅の製造に加えてかき餅づくりをしたいので、餅の乾燥に必要な機械を購入したい！



2 事前相談

事業を始める前に、補助事業の対象となるかどうかを市担当者にご相談ください。

→事業の内容によっては、補助対象にならない場合がありますので、ご注意ください



3 見積書の取得

市との事前相談後、事業内容が補助対象事業に該当する場合、検討した機械や施設改修等に
必要な費用の見積書を取得しましょう。

事例1：漬物の加工施設の図面、加工所の改修内容等が分かる見積書

事例2：餅の乾燥に必要なのし機、乾燥するために必要なラック棚等
の見積書と性能が分かるメーカーカタログの写し



4 申請

補助対象事業の要件を満たした上で、必要書類を添えて交付申請書類を市へ提出します。



5 審査・交付決定

市が申請書類の審査を行い、補助金の交付決定を行います。



6 事業実施

交付決定後、申請内容に沿って補助事業を実施してください。



7 実績報告

補助事業実施後、事業の成果をまとめて実績報告関連書類を作成し、市へ提出します。



8 審査・交付確定

市が実績報告書を審査し、補助金の交付確定を行います。



9 請求書の提出

交付確定後、請求書を市へ提出します。



10 補助金の交付

請求書の審査を行い、補助金を交付します。

販売促進に係る情報提供を希望する

生産者を募集します

以下のようなことをお考えの場合は、ぜひ登録してください。

- ・物産展や商談会の情報が欲しい
- ・飲食店や製造業者に販路を広げたい
- ・県内外の飲食店等からの農産物のサンプル提供に協力できる
- ・輸出に関する情報が欲しい。

希望する情報を選択できます

県内外及び海外の物産展や商談会、飲食店等からの農産物のサンプル提供に関する問い合わせ等、農産物の販路拡大につながる情報の提供を希望する生産者を募集します。

登録から情報提供、協力依頼の流れ

随時募集しているので、いつでもご提出ください。

■生産者・生産品目（販路を拡大したい品目）情報の登録

裏面の回答シートを記入の上、電子メール又はFAXにて市農村振興課へ提出してください。



希望する情報の提供、協力依頼

■登録された方へ、下記の情報等を電子メール又はFAXにて連絡します。

- ・飲食店が「上越産農産物等を使用をしたい」ため、生産者を紹介して欲しいまたは、サンプル品が欲しい。
- ・マスコミが「上越産農産物等を雑誌、テレビ等で取り上げたい」ため、生産者を紹介して欲しい。
- ・イベント主催者が「農産物等の物産展やマルシェ、商談会等を企画している」ので、生産者に周知して欲しい。
- ・セミナー主催者が「農産物の輸出に関するセミナーを開催する」ので、生産者に周知して欲しい。



サンプル品
を提供



物産展や
マルシェへの
申し込み



報道機関
との打合せ



輸出に関する
セミナーへの案内

お問合せ
ご提出先

上越市農産物等販売促進実行委員会

（事務局：上越市農村振興課販売促進係 担当：小林主任）

上越市木田1丁目1番3号

TEL：025-520-5751（直通）

FAX：025-526-6185

電子メール：nousonhansoku@city.joetsu.lg.jp

裏面へ→

上越市農産物等販売促進実行委員会 小林主任 行き

下記内容を記入の上、FAX もしくは電子メールにてご提出ください。

F A X : 0 2 5 - 5 2 6 - 6 1 8 5

電子メール : nousonhansoku@city.joetsu.lg.jp



生産者回答シート

○回答内容

事業所名		
担当者 役職・氏名		
住所	〒	
連絡先	電話番号	F A X
	電子メール	
希望する 情報提供先	<input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> F A X	
生產品目 (販路を拡大し たい品目を記入)		
提供を希望する 情報等 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 物産展やマルシェ等の販売イベント ((県内のみ) ・ (県外可)) <input type="checkbox"/> 商談会等 ((県内のみ) ・ (県外可)) <input type="checkbox"/> 飲食店やマスコミ等からの問い合わせ <input type="checkbox"/> 飲食店等へのサンプル品提供 ((有償のみ) ・ (無償可)) <input type="checkbox"/> 農産物の輸出に関する情報の提供 <input type="checkbox"/> 農産物の販売促進に係るその他の情報	

収集した情報の取り扱いについて

○収集した情報の利用目的について

上越市農産物等販売促進実行委員会では、ご回答いただきました生産者に関する情報は、本業務以外の目的では使用いたしません。

ふるさと納税 返礼品 に出品しませんか!

返礼品提供事業者と返礼品の登録は随時受け付けていますので、ぜひ、出品いただき、自社の農産物を全国にPRしましょう!

令和6年度における当市の状況

登録されているお礼の品数



品目別の寄附額



当市の寄附額推移



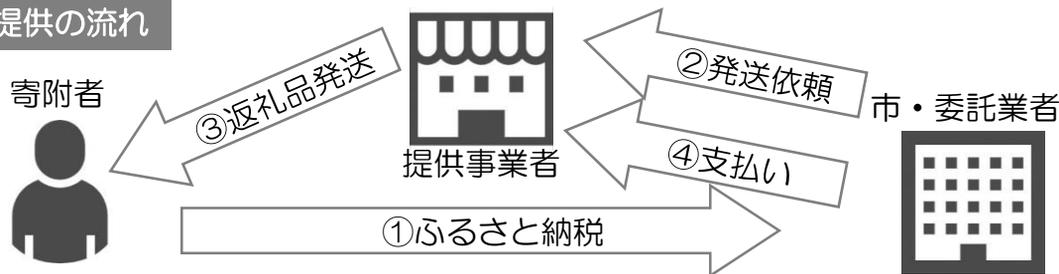
返礼品は農林水産物が選ばれ、寄附額も伸びています!

登録のメリット

- ★登録料・掲載料は不要です。ランニングコストはかかりません。
- ★返礼品の配送料は市が負担します!
- ★全国に皆さんの農産物・農産加工品を無料でPRできます!

インターネット環境があれば始められます!

返礼品提供の流れ



季節限定での提供や少量、予約販売でも登録可能!

登録商品の追加なども可能です!

上越市ではふるさと納税のお礼の品に農林水産物が多く選ばれており、「寄附額」だけでなく「寄附額における農林水産物の割合」についても、まだまだ伸びる余地があります。お礼の品をすでに登録済みでも、量目を変える、予約制や定期配送の商品を設けるなどお礼の品のラインナップを増やすことが寄附者から選ばれるポイントの1つです。また、商品のサムネイル写真や紹介の文章などを工夫し、ページを作りこむことも寄附額UPにつながります。

問い合わせ先

ふるさと納税の制度や登録について

上越市総合政策部総合政策課ふるさと応援室
TEL: 025-520-5625

E-mail: furusatoj-donation@city.joetsu.lg.jp

ふるさと納税に係る農林漁業者向け支援について

上越市農林水産部 農村振興課 販売促進係
TEL: 025-520-5751

E-mail: nousonhansoku@city.joetsu.lg.jp